

平成 24 年 2 月
東京税関業務部

関 係 各 位

液体バルク石油製品の重量算出時における端数の取扱いについて

標記につきましては、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせ致します。

記

- ① 液体バルク石油製品の容量換算に当たっては、個別通達「石油の数量査定及び価格鑑定について」(財閥第 1418 号) (7)「密度及び容量の換算について」に準じ、リットル位未満の端数は切り捨てることとする。
- ② 重量取引が行われる液体バルク石油製品についての重量査定に当たっては、個別通達「重量取引が行われているバルク石油製品の重量計算に大気浮力補正を考慮することについて」(蔵閥第 328 号)に基づき、空気中の重量について補正が行われることとなるが、重量計算において、大気浮力補正のための計算式により求められた補正值の端数は四捨五入することとする。

【参考】

- ・財閥第 1418 号(平成 23 年 12 月 21 日)：関税法基本通達等の一部改正。
同改正第 4 により関税関係個別通達「石油の数量査定及び価格鑑定について」(昭和 34 年 2 月 12 日蔵税第 199 号)の(3)を一部改正。
改正前の蔵税第 199 号(7)は、関税関係個別通達集(平成 23 年度版) 173 頁
- ・蔵閥第 328 号(昭和 62 年 3 月 31 日)： 一 同 一 175 頁

【問い合わせ先】

業務部通關總括第 1 部門
電話: 03-3599-6337